

春日井市民病院広告付デジタルサイネージ等設置業務仕様書

1 趣旨

広告付デジタルサイネージ等（以下「デジタルサイネージ等」という。）を春日井市民病院に無償で提供・設置し、保守・管理を行うとともに、その一部を活用して広告事業を実施し、収益の一部を設置料として当病院に支払う事業者（以下「広告取扱業者」という。）を選定する。

2 設置場所（別図参照）

- ① 1階正面入口付近：診療表〈壁付等 65 インチ程度〉
- ② 1階正面入口付近：医師名簿〈壁付等 65 インチ程度〉
- ③ 1階正面入口付近：施設案内図〈壁付等 65 インチ程度〉
- ④ 1階売店前付近：地域連携医表示〈壁付等 65 インチ程度〉
- ⑤ 1階会計待合付近：施設案内図〈壁付等 65 インチ程度〉
- ⑥ 1階会計待合付近：院内情報（広告枠含む）〈天吊 50 インチ程度〉
- ⑦ 1階内科待合付近：院内情報（広告枠含む）〈天吊 50 インチ程度〉
- ⑧ 1階整形外科待合付近：院内情報（広告枠含む）〈天吊 50 インチ程度〉
- ⑨ 2階耳鼻咽喉科待合付近：院内情報（広告枠含む）〈天吊 50 インチ程度〉

※ ただし、①～⑤は壁や柱の仕上げが大理石パネルとなっているため、デジタルサイネージの設置方法は、担当者と協議の上、自立式または架台固定としても構わない。

3 稼働時間

月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで

4 デジタルサイネージ等の仕様

- (1) モニターは薄型で場所を取らないもので、来院者が見やすいものとし、モニターについて原則支持金物取付型とすること。
- (2) 放映する行政情報及び広告は、パターンプログラムにより自動的に切り替わること。
- (3) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。
- (4) モニターの設置にあたっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

5 院内情報及び広告

- (1) 1枠 15 秒程度を基本とし、院内情報及び民間広告を放映すること。

- (2) 7分から10分程度で1サイクルとし、そのうち25%以上の時間を院内情報とすること。
- (3) 院内情報の素材は市民病院が提供すること。
- (4) 広告主の募集、広告及び行政情報の作成、放映等は広告取扱業者が行うこと。
- (5) 広告の掲出にあたり、春日井市広告掲載要綱の規定を遵守すること。
- (6) 広告主及びその広告の内容について、広告取扱業者は事前に外部審査団体による広告審査を完了した後、春日井市民病院広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて申込みをし、承認を得ること。
- (7) 広告は、動画又は静止画での放映とし、無音とすること。
- (8) 放映する広告内容に対する苦情、その他広告内容に係る対応は、広告取扱業者が行うこと。

6 広告取扱業者の負担

(1) 経費負担

- ア デジタルサイネージ等の調達、設置、保守点検（年2回）、修理及び設置期間終了後の撤去及び原形復旧等に係る費用
- イ 広告モニターにおいて放映する広告及び行政情報等のデータの作成、加工
- ウ 広告モニターに係る行政財産目的外使用料（施設使用料）
- エ 広告放映料

(2) 緊急時の対応

デジタルサイネージ等が使用できなくなったときは、速やかに故障箇所を修繕すること。また、当病院に2時間以内に駆け付けれることのできる体制があること。また、機器故障時の緊急窓口として、365日受付の窓口を有すること。

7 その他

(1) 秘密の保持

広告取扱業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

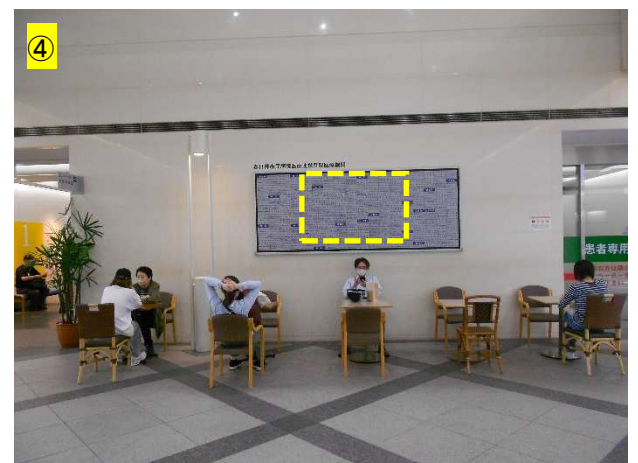
(2) 損賠賠償

広告取扱業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、広告取扱業者がその損害を賠償しなければならない。

(3) 疑義

業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と広告取扱業者が協議してこれを解決する。

1階配置図・イメージ





2階配置図・イメージ

